

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-②)

政策分野名 【施策名】	水産資源の回復	担当部局名	水産庁 【管理調整課/栽培養殖課/国際課】
政策の概要 【施策の概要】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、水産資源の持続的利用を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。 この中、水産資源の持続的利用の確保を図るため、 ①国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 ②持続可能な養殖業・栽培漁業の推進 の施策を行う。	政策評価体系上の位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I 2 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 第2 I 3 持続可能な漁業・養殖業の確立 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂) <ul style="list-style-type: none"> III 10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I [4] 1 .(3) iv) 水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 3. (5) 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化 ・規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> II 3. 成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革 ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 1. (7) iii) スマート水産業の推進 13. (2) iv) 水産業の成長産業化 	政策評価実施予定時期	令和5年8月

<p>施策(1)</p>	<p>国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進</p>										
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>資源管理指針・計画に基づく資源管理を、大宗の漁業者の参画を得て全国的に推進するほか、国際機関(注1)や二国間の漁業協力等を通じて公海域等における資源管理の推進及び海外漁場の確保を図るとともに、資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化することにより、国際的な資源管理を推進する。</p>										
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>資源管理の高度化</p>										
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値</p>					<p>指標一 計算分類</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
	<p>基準年度</p>		<p>目標年度</p>		<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>		
<p>ア 資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種(注2)が占める割合</p>	<p>57.8%</p>	<p>令和元年度</p>	<p>65.4%</p>	<p>令和12年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>57.8%</p>	<p>58.5%</p>	<p>59.2%</p>	<p>〇-差</p>	<p>【測定指標の選定理由】 令和元年度より、改正漁業法に基づく資源管理を推進するため、新しい資源評価が開始されたところであり、これに基づく測定指標として、資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種が占める割合を選定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和12年度の目標値として、令和元年から起算して直近15年間のうち最大の値を設定した。令和元年度から令和12年度の目標年度まで毎年0.7%ずつ段階的に増加するように年度毎の目標値を設定した。</p>
<p>把握の方法</p>	<p>国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。</p>										
<p>達成度合いの判定方法</p>	<p>達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>										

目標② 【達成すべき目標】		国際機関や二国間の漁業協力等を通じた国際的な資源管理の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
ア 国際機関による資源 管理対象魚種及び 漁業協定数	92魚種 53協定	平成 28年度	対前年 増 又は同数	各年度	対前年 (28年 度: 92 魚種、 53協 定)増 又は同 数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	S＝一直	【測定指標の選定理由】 水産資源の国際的な資源管理については、関係国が協力して、資源評価、漁獲努力量の管理やIUU(注3)(違法・無報告・無規制)漁船対策等を積極的に進めていく必要があることから、水産資源の適切な保存及び管理を目的とする「国際漁業機関による管理対象魚種の数」と関係国との間で締結する「漁業協定数」を測定指標とした。 なお、本指標のうち、資源管理対象魚種数は国際漁業機関において規制が行われている魚種の数であり、漁業協定数は、政府間協定及び我が国民間と相手国政府との漁業協定の数である。
					93魚種 53協定	96魚種 53協定	86魚種 52協定	80魚種 51協定	80魚種 51協定		
	把握の方法		水産庁国際課調査により把握。								
達成度合いの 判定方法		国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大目標値以上のときはA(おおむね有効)、その他のときはC(有効性に問題がある)とする。									

施策(2)	持続可能な養殖業・栽培漁業の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業(注4)の推進、環境負荷の少ない持続的な養殖業(注5)による漁場環境の改善の推進等により、我が国排他的経済水域(注6)等における資源管理の強化を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	種苗放流等による資源造成の推進と漁場環境への負担の少ない養殖業の確立										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
ア 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	1,713千トン	平成22年度	1,739千トン	令和4年度	1,728千トン	1,730千トン	1,733千トン	1,735千トン	1,737千トン	F↑-直	【測定指標の選定理由】 水産資源や漁獲量が減少する中、消費者ニーズの高い水産動植物を安定的に供給している養殖業等の生産を増大させることが、水産資源の回復・管理に繋がることから、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針において、平成22年度から令和4年度までに、主な栽培漁業対象魚種の生産量について12千トン増、養殖業の生産量について14千トン増を目指すこととしているため、同目標を目標値とした。 各年の目標値については、前年度の目標値に平成22年度から令和4年度までの増加目標26千トンを12年で除した数値(2.2千トン)を加えた値として選定した。
把握の方法	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握。(年度ごとの実績値に、直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値を記載。)										
達成度合いの判定方法	$\text{達成率}(\%) = (\text{直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値}) / (\text{当該年度の目標値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

イ	海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画(注7)策定海面における生産量の割合	76.1%	平成22年度	90.0%	令和4年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	F＝一直	【測定指標の選定理由】 漁場環境の悪化を防止し、持続的な養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、「海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」を測定指標として設定した。
						91.0%	91.4%	89.3%	88.4%	令和4年9月頃に把握予定		【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、資源管理・漁業経営安定対策と連携することにより、平成22年度の76.1%を令和4年度までに90%とするとしていたが、この政策効果により、現在既に90%を超えているところ。 このため、年度ごとの目標値を見直すこととし、令和4年度目標を近年既に達成していることから「現状維持」とし、平成28年度から令和4年度まで毎年目標値を90.0%と設定した。
		把握の方法		漁場改善計画策定海面での生産量を都道府県を通じて把握。								
達成度合いの判定方法		達成率(%)=(当該年の実績値)/(当該年度の目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業 レビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 国際分担金 (昭和26年度) (関連:3-5)	645 (639)	678 (636)	641 (577)	623	(1)-②-ア	-	0075
(2) 国際機関を通じた農 林水産業協力拠出 金(昭和48年度) (関連:3-5,12)	1,906 (1,906)	1,840 (1,840)	1,920 (1,898)	1,775	(1)-②-ア	-	0076
(3) 船舶運航に要する経 費 (-年度) (主)	17,537 (17,343)	24,172 (23,101)	21,867 (19,986)	19,251	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0269
(4) 漁場油濁被害対策 費 (昭和49年度) (主)	25 (21)	25 (21)	15 (11)	20	(2)-①-ア	-	0270
(5) さけ・ます漁業協力 事業費補助金 (昭和53年度) (主)	105 (104)	105 (104)	118 (103)	118	(1)-②-ア	-	0271
(6) 漁業調整委員会等 交付金 (昭和60年度) (主)	181 (181)	181 (181)	181 (176)	181	(1)-①-ア	-	0272
(7) 捕鯨対策 (平成16年度) (主)	5,062 (5,062)	5,072 (5,072)	5,072 (4,923)	4,072	(1)-②-ア	-	0273

(8)	漁業資源調査に要する経費 (平成18年度) (主)	3,389 (3,305) 458 (翌年度繰越)	5,909 (5,569)	5,429 (4,736) 205 (翌年度繰越)	6,005	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0274
(9)	内水面漁業対策 (平成19年度) (主)	710 (695)	815 (804)	811 (767)	825	(2)-①-ア	-	0275
(10)	有明海のアサリ等の生産性向上実証事業 (平成20年度) (主)	325 (325)	325 (325)	325 (309)	325	(2)-①-ア	-	0278
(11)	養殖対策 (平成22年度) (主、関連:3-12)	245 (234) 168 (翌年度繰越)	582 (357) 168 (翌年度繰越)	495 (267) 60 (翌年度繰越)	387	(2)-①-ア	-	0276
(12)	新たな資源管理システム構築促進事業 (旧)EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業 (平成30年度) (主)	589 (554)	1,205 (1,159)	1,102 (1,004)	1,346	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0277
(13)	漁場環境改善推進事業 (平成30年度) (主、関連:3-12)	185 (180)	178 (175)	157 (149)	152	(2)-①-ア	-	0279

(14)	厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証事業 (平成30年度) (主)	150 (147)	153 (152)	153 (152)	152	(2)-①-ア	-	0280
(15)	スマート水産業推進事業 (平成31年度) (主)	-	511 (468)	457 (414)	554	(1)-①-ア	-	0281
(16)	浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (関連:3-23,24)	5,917の内数 (4,978の内数)	6,212の内数 (5,809の内数)	3,459の内数 (3,160の内数)	2,655の内数	(1)-①-ア	-	0307
		3,401 (翌年度繰越)	2,554 (翌年度繰越)	1,168 (翌年度繰越)				
(17)	国際的水産資源管理等促進事業 (令和2年度) (主)	-	-	402 (323)	-	(1)-②-ア	-	0282
(18)	漁獲情報等デジタル化推進事業 (令和2年度) (主)	-	-	1 (1) 1,749 (翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0300
(19)	漁獲情報等デジタル化推進事業のうち水産流通適正化に係る電子システム対策事業 (令和2年度) (主)	-	-	255 (翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0336
(20)	国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業 (平成23年度) (主)	41 (41)	41 (41)	-	-	(1)-②-ア	東シナ海・北太平洋等における中国、台湾漁船等の漁獲の急激な拡大に対し、資源管理を強化するとともに、その取組を通じて我が国漁船の操業機会を確保するため、規制強化や漁場利用ルール作成等に必要情報収集・分析及び情報発信、事故・トラブル防止等の取組を実施するものであり、国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大、及び国際的な資源管理の推進に寄与する。	-

(21)	包括的な国際資源管理体制構築事業 (平成27年度) (主)	447 (443)	474 (472)	-	-	(1)-②-ア	高度回遊性魚類であるかつお・まぐろ類は、海域ごと等における5つの地域漁業管理機関による国際的な資源管理が行われており、生産・消費の双方において責任ある立場に置かれている我が国は、全ての地域漁業管理機関に加盟し、科学的根拠に基づき国際的な資源管理に積極的に取り組んできたところ。また、底魚類、さんま、いか類等資源についても、平成27年7月に発効した北太平洋漁業資源保存条約により設立された新たな地域漁業管理機関の下で資源管理が行われることになった。本事業の実施により、適正な資源管理措置を包括的に実施し、国際機関による資源管理対象魚種であるまぐろ類等の保存及び管理並びに漁業関連協定の維持に寄与する。	-
(22)	海洋生態系保全動向調査事業 (平成30年度) (主)	16 (16)	16 (16)	-	-		生物多様性条約等に基づいて海洋保護区の適切な設置と管理の充実が求められており、国内外の優良事例について調査・分析を行った上で、我が国における管理措置等の提言を行う。また、ワシントン条約等において、必要以上に漁業の規制強化を図る動きへの適切な対応が必要となっており、国際的な議論等を調査・分析し、科学的根拠に基づいて主張していく。 これらの取組を通じて、国際的な資源管理の推進や海洋生態系の保全、水産資源の持続的利用に寄与する。	-
(23)	漁業法 (昭和24年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としている。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(24)	漁船法 (昭和25年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、かつ、漁船に関する試験を行い、もって漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資することを目的とする。 これにより、漁船の大きさ(トン数)及び性能等を管理することが、水産資源の乱獲を防止し、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(25)	水産資源保護法 (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(26)	外国人漁業の規制に関する法律 (昭和42年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	外国人が漁業に関してする我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定めることにより、我が国漁業の正常な秩序の維持(資源管理等)に支障を生ずるおそれがある事態に対処することが可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(27)	海洋水産資源開発促進法 (昭和46年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(28)	沿岸漁場整備開発法 (昭和49年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進及び主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	-
(29)	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、漁業の発展と水産物の供給の安定を目的とする。 漁獲可能量の適切な管理等を実施することにより、水産資源の適切な保存及び管理が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。 ※令和2年12月の改正漁業法施行に伴い、本法律は廃止。	-

(30) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	我が国排他的経済水域における外国人による漁業等に対する許可等を行い、その漁獲枠を適切に管理することで資源管理の着実な実施が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(31) 持続的養殖生産確保法 (平成11年)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延の防止のための措置を講ずることを目的とする。 漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持に取り組むことにより、持続的な養殖生産の確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	31,558 <5,917>	42,282 <6,212>	39,146 <3,459>	35,786 <2,655>	参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	
政策の執行額[百万円]	31,196 <4,978>	40,493 <5,809>					

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年度 行政事業レ ビュー 事業番号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 漁場復旧対策支援 事業 (平成24年度)	713 (523)	582 (512)	420 (292)	245	(1)-①-ア	-	復-0104
(2) 【参考:復興庁より】 被災海域における種 苗放流支援事業 (平成24年度)	775 (506)	708 (491)	653 (529)	529	(1)-①-ア	-	復-0105
(3) 【参考:復興庁より】 放射性物質影響調 査推進事業 (平成24年度)	336 (249)	327 (255)	317 (265)	317	(1)-①-ア	-	復-0106
(4) 【参考:復興庁より】 水産業共同利用施 設復旧整備事業 (平成24年度)	2,349 (1,897)	598 (520)	1,560 (1,379)	-	(1)-①-ア	-	復-0107

(5)	【参考:原子力規制委員会より】 放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)	122 (121)	118 (108)	121 (103)	121	(1)-①-ア	-	原-0042

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	国際機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。
注2	漁獲の強さが適正な水準にある魚種	新たな資源評価が行われている魚種のうち漁獲の強さ(漁獲圧)が最大持続生産量(MSY)を実現する水準を下回るもの又は親魚量がMSYを実現する水準を上回るものとする。なお、従来の資源評価が行われている魚種については、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるものを適正な水準にあるものとする。
注3	IUU	IUUとは、Illegal Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)の略称。
注4	栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
注5	持続的な養殖業	魚類養殖の際にサンマ等の生餌を過剰に使うことにより、漁場環境が悪化し、養殖魚の病害の発生、赤潮の発生等の原因となることから、継続的に養殖ができるような漁場環境を維持すること。
注6	排他的経済水域	沿岸国の領海基線から200海里(約370km)までの海域(領海部分を除く)であって、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国に主権的権利が及ぶとされる海域。
注7	漁場改善計画	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを行うための計画。